東北運輸局では、このたび、「令和４年１１月から令和５年２月にかけ秋田県Ｂ地区※における法人タクシー事業者の保有する７割以上の事業者から申請があったことを受け、運賃改定要否の検討を行った結果、必要と判断しました。」として、運賃改定手続きを開始しています。

つきましては、秋田県Ｂ地区における運賃改定について、ご意見やご要望がありましたら、（一社）秋田県ハイヤー協会までお寄せください。

* 秋田県Ａ地区（秋田市）を除く秋田県全域

１ 募集内容

秋田県Ｂ地区における運賃改定に関すること

２ 申請状況と申請された運賃改定の概要

　　　 別添

３ 募集期間

　 令和５年４月２８日（金）から令和５年５月２７日（土）まで

**６月９日（金）まで（延長）**

　　　 　（郵送の場合は、期間最終日消印有効とします。）

４ 応募方法

郵送又はEメールのいずれかの方法で、別紙「ご意見・ご要望提出用紙」にご記入に上、御意見をお寄せください。

1. 郵送

〒010-0962　秋田県秋田市八橋大畑二丁目１２番５３号

　「（一社）秋田県ハイヤー協会」宛て

1. Eメール

[info@hirekyokai-akita.or.jp](mailto:info@hirekyokai-akita.or.jp)　宛てお送りください。

５ 提出にあたっての留意事項

* 電話によるご意見やご要望の受付はいたしません。
* ご意見やご要望は日本語で記載してください。
* いただいたご意見やご要望については、個人情報（氏名・住所等）を除き、東北運輸局へ提出させていただきます。また、公表することがあります。
* 応募方法に即して記載されていない場合や募集期間を過ぎて到着した場合は、無効とさせていただくことがあります。
* ご意見やご要望に対する個別の回答はいたしませんので、予めご了承ください。
* メールアドレス等はお間違えのないようにお願いします。

別紙

秋田県Ｂ地区における運賃改定に関するご意見・ご要望

提出用紙

ご住所　　〒

お名前

|  |
| --- |
|  |